

兵庫県立松陽高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立松陽高等学校（全日制）

1 本校の方針

本校は教育方針である「明朗進取」・「自治協同」を基盤として、のびのび、いきいきと個性と能力の伸長を図り、生涯学び続ける意欲や態度を培うとともに、豊かな人間性を養い、社会の発展に貢献し得る有為の人材を育成し、明るくさわやかな学校づくりを目指している。

生徒一人一人が、安心して学校生活を送り、自己実現へ向けての様々な取り組みを行うため、学校が一丸となって組織的に取り組み、いじめに対応する指導体制を整備し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応などの防止対策を示した「学校いじめ防止基本方針」を定めることとする。

2 基本的な考え

本校は、創立 76 年の全定併置校で、普通科、商業科、生活文化科を置く全日制の高校である。

本校は、地域行事におけるボランティア活動、商業科の起業体験や生活文化科の地域行事での保育体験など地域と交流を密にして様々な教育活動を行っている。それらの活動を、学校の活性化や、生徒たちの自己規制力や自己有用感を高めていく場として積極的に推進している。また、校内では、イエローカード指導や遅刻指導を通じ、生活習慣と規範意識の重要性を理解させその向上を醸成させるとともに、家庭と連携し、生徒の好ましい成長を図っている。

いじめについては、「いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識をもち、生徒に心の通う好ましい人間関係を図る能力を養わせ、いじめを生まない土壌をつくり、いじめの防止を包括的に推進するとともに、万一発生したいじめに対しては、「決して許されざる行為」であることという認識のもと、毅然とした態度による指導を行うこととする。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応等

(1) 指導体制

いじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により構成される教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織および連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制および関係機関

また、いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、見逃さないために、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 チェックリスト

(2) 未然防止および早期発見のための年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

また、県教育委員会から出されているいじめ未然防止プログラムを積極的に活用し、防止に努める。

別紙 3 年間指導計画

(3) いじめを認知した場合の組織的対応の流れ

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

豊かな人間性を養い、社会の発展に貢献し得る有為な人材を育成し、地域から愛される開かれた学校づくりをめざす本校は、地域との連携を密にし、様々な取り組みを行い、情報発信に努めてきた。また、いじめの防止についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、保護者会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域とともに取り組める基本方針になるように、保護者・地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。